

第6章 耐震化の促進への社会環境整備

1. 耐震改修以外の除却や住替え等による促進

耐震改修だけでなく、将来の住まい方によっては、高齢者向け住宅への住替え支援や除却を促進することも耐震化を進める有効な手段であることから、高齢者向け住宅や福祉施策を所管する部署と連携した促進策を検討します。

2. 税制の抜本改正や支援制度の拡充

耐震改修を行った場合の所得税及び固定資産税の税控除額の拡大、その他耐震化の促進に直結するような新たな税制改正、耐震改修にかかる国庫補助の拡充や新たな補助の創設等について、大阪府と連携して国へ提案・要望を行います。

3. 中古住宅対策の促進

空家を含む中古住宅の所有者及び関連事業者等に対し、耐震診断・改修の必要性や適正な維持管理と耐震性能の維持の重要性について普及啓発を行い、中古住宅の流通促進を図ります。